

号外第21（令和3年11月30日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	2
---	---	---

条例

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第49号

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第4条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（令和3年12月1日に在職する職員に対して支給する期末手当に関する特例措置）
- 令和3年12月1日に在職する職員（同日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員を含む。）に対して支給する同日に係る期末手当に関するこの条例による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末・勤勉手当条例」という。）第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の95」と、同条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」とする。
（市長等及び議員に対して支給する期末手当に関する特例措置）
- 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第8条第1項に規定する市長等及び横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）第4条第1項に規定する議員に対して支給する令和3年12月1日に係る期末手当に関する新期末・勤勉手当条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「10

0 分の 215 」とあるのは、「100 分の 207.5 」とする。